入間市犯罪被害者等支援条例（原案）に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和４年６月８日（水）から令和４年７月７日（木）までの期間で「入間市犯罪被害者等支援条例（原案)」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、３人の方から９件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	第７条 （総合的支援体制の支援）	犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ情報提供、助言をして関係機関との連絡調整は重要と考える。臨床心理士等の資格を有する専門相談員を確保する努力を願います。	臨床心理士を配置している相談窓口と連携をとり、対応してまいります。
2	第１２条 （人材の育成）	職員研修等により人材の育成も極めて重要である。	同様の認識をしております。職員研修等については、計画的に推進してまいります。
3	入間市犯罪被害者用見舞金及び支援金の支給に関する規則（案）	支援の制限のうち、加害者と親族関係にあった場合は、支援対象外となることについては、ＤＶ等の場合あり再考願います。	概要には、記載されていませんでしたが、規則の中にある一部除外規定で、対応してまいります。
4		「～努めるものとする。」という文言では、犯罪被害者等を支援するという明確な意思がまったく感じられない。「～行う。」または「～する。」とすべきである。	貴重なご意見として受け止め、参考にさせていただきます。市民等が理解を深めるために広報活動・啓発活動等を実施していきます。
5		犯罪被害被害者等支援条例を制定するだけでなく、同時に被害者基金条例も制定すべきである。	貴重なご意見として受け止め、参考にさせていただきます。

6		犯罪被害者等団体、民間支援団体や学識経験者等で構成される有識者会議も必ず設置すべきである。	貴重なご意見として受け止め、参考にさせていただきます。
7		（学校の責務）が明記されていないのはおかしい。学校における「被害者への理解」のための教育は、被害者が安心して住める社会を作るだけでなく、犯罪者を生まない、被害者を作らないまちづくりにつながる。	貴重なご意見として受け止め、参考にさせていただきます。関係機関等の中に学校は含まれます。 学校と調整を行ない連携しながら、広報・啓発活動を行っていきます。
8		埼玉県警との連携がどのようになっているかが、明記されていないのはおかしい。犯罪被害者等に対する支援には、県警との連携が必要不可欠である。	第２条（4）関係機関等の中に警察が含まれております。 県警との連携は必要不可欠であり、今後も連携していきます。
9		犯罪被害者等に対する精神医療やカウンセリングに係る費用の支援金、調理や洗濯などの家事の援助に係る費用の支援金が明記されていないのはおかしい。犯罪被害者等の視点に立ったきめ細かい支援ができていなければ、支援条例を制定する意味がない。	貴重なご意見として受け止め、運用していく中で検討させていただきます。